

文化・スポーツ交流局長が受任し、及び補助執行する事務に係る分掌事務等を定める規程を定めたので、次のとおり公告する。

令和2年3月31日

佐賀県地域交流部文化・スポーツ交流局長 田 中 裕 之

文化・スポーツ交流局長が受任し、及び補助執行する事務に係る分掌事務等を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育委員会の権限の委任等に関する規則(平成24年佐賀県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)に基づき、地域交流部文化・スポーツ交流局長(以下「局長」という。)が受任し、及び補助執行する事務(以下「受任等事務」という。)を処理させるため、地域交流部文化・スポーツ交流局における事務分掌及び事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 受任等事務に係る文化課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学芸員及び学芸員補の研修に関すること。
- (2) 博物館の登録に関すること。
- (3) 私立博物館及び博物館に相当する施設に関すること。
- (4) 局長が受任した事務と密接な関係がある事務又は事業の後援に関すること。
- (5) 文化及び文化財の保護に係る事業の後援に関すること。

(局長の決裁を受けるべき事務)

第3条 局長は、受任等事務のうち、博物館の登録に関する事務を決裁する。

(文化課長の専決事項)

第4条 文化課長は、受任等事務のうち次に掲げるものを専決することができる。

- (1) 学芸員及び学芸員補の研修に関する事務を処理すること。
- (2) 私立博物館及び博物館に相当する施設に関する事務を処理すること。
- (3) 局長が受任した事務と密接な関係がある事務又は事業の後援に関する事務を処理すること。
- (4) 文化及び文化財の保護に係る事業の後援に関する事務を処理すること。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、受任等事務に係る事務分掌及び事務の決裁に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。